別表六(十)の記載要領第１号中「法人が」の次に「租税特別措置法第42条の12第２項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）、所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号）第７条の規定による改正前の」を加え、同第11号中「「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日　(1)」」を「「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定年月日　(1)」」に、「第42条の11の３第１項」を「第42条の12第１項」に改め、「特定業務施設をいう」の次に「。次号及び第５号において同じ」を加え、同表の記載要領に次の11号を加える。

４　「同上のうち就業の機会の創出に著しく資する特定業務施設に係る額　⑯」の欄は、「同上のうち、取得をした新築の特定建物等及び建設をした特定建物等に係る額　⑮」の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12第２項各号（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）に掲げる要件（同条第１項に規定する中小企業者にあつては、同条第２項第２号及び第３号に掲げる要件。次号において同じ。）を満たす特定業務施設を構成する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額を記載すること。

５　「同上のうち就業の機会の創出に著しく資する特定業務施設に係る額　㉒」の欄は、「同上のうち、取得をした新築の特定建物等及び建設をした特定建物等に係る額　㉑」の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12第２項各号に掲げる要件を満たす特定業務施設を構成する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額を記載すること。

別表六(十一)の表中「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑫」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑬」）」に、「差引当期税額基準額残額　⑳－(別表六(二十)「16」)－㉑」を「差引当期税額基準額残額　⑳－(別表六(二十)「27」)－㉑」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑬」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑭」）」に、「措法第42条の12第６項第16号イに掲げる数 | 措法第42条の12第６項第16号ロに掲げる数」を「旧措法第42条の12第６項第16号イに掲げる数 | 旧措法第42条の12第６項第16号ロに掲げる数」に改め、同表の記載要領第１号中「が租税特別措置法」を「が所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和８年旧措置法」という。）」に改め、同第11号中「租税特別措置法」を「令和８年旧措置法」に改め、同第11号中「、租税特別措置法」を「、令和８年旧措置法」に改め、同号㈠及び㈣中「租税特別措置法」を「令和８年旧措置法」に改め、同第四号㈡中「(租税特別措置法」を「(令和８年旧措置法」に改め、「適用年度において」の次に「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和８年政令第98号）による改正前の」を加え、同第五号㈡中「「措法第42条の12第６項第16号イに掲げる数　㊲」及び「措法第42条の12第６項第16号ロに掲げる数　㊳」」を「「旧措法第42条の12第６項第16号イに掲げる数　㊲」及び「旧措法第42条の12第６項第16号ロに掲げる数　㊳」」に、「租税特別措置法」を「令和８年旧措置法」に改め、同号㈢中「租税特別措置法」を「令和８年旧措置法」に改める。

別表六(十一)付表の記載要領第１号中「が租税特別措置法」を「が所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和８年旧措置法」という。）」に、「おいて租税特別措置法」を「おいて令和８年旧措置法」に改め、同第11号中「租税特別措置法」を「令和８年旧措置法」に改める。

別表六(十一)の表中「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑭」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑮」）」に、「税額控除超過取戻税額等の加算額（別表六(十)付表「29」＋「34」）＋(別表六(十二)付表二「19」＋「24」)」を「税額控除超過取戻税額等の加算額（別表六(十)付表一「29」＋「34」）＋(別表六(十二)付表二「19」＋「24」)」に、